

令和8年度第5回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月24日（月） 午前11時33分～午後0時15分

場所 あわぎんホール5F 小ホール （徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席者

（公益委員） 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 中川委員 三木委員 南委員 横井委員

（使側委員） 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

（1）徳島県最低賃金改正審議について

（2）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

時間となりましたので、マスコミの方は、以後の撮影、録音はお控えいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、段野会長、会の進行をお願いいたします。

○段野会長

皆様、本日もよろしくお願いいたします。専門部会委員の皆様におかれましては、引き続きのご審議お疲れ様でございます。

それでは令和8年度第5回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は本日の委員の出席、公開状況について報告をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本審議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3分の2であ

る10名以上の出席、または公労使委員の各3分の1である2名以上の出席が必要となっております。

本日は14名の委員が出席しており、審議会は成立していることを報告します

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しており、17名の傍聴があります。傍聴人は、注意事項の遵守をお願いします。

以上です。

○段野会長

それでは、早速ですが議題に入りたいと思います。

徳島県最低賃金につきましては、本審に加えて、7月30日より本日まで専門部会を4回開催し、慎重に審議を進めてまいりました。労使委員それぞれのご主張に歩み寄りがあったものの、全会一致には至りませんでした。

先ほどの第4回専門部会では、公益代表委員の見解を提示させていただき、採決により専門部会報告を取りまとめたところです。

これからお配りする専門部会報告と公益委員見解についてご確認いただければと思います。

事務局は専門部会報告と公益委員見解の配布をお願いします。

(事務局は専門部会報告及び公益見解を配布)

○段野会長

まず、最低賃金額についてですが、専門部会報告の別紙1をご覧ください。

現行の1,046円から57円引上げ、「1時間1,103円」となりました。

また、発効日については、令和8年11月1日といたしました。

付帯決議に関しては、これまでの委員の皆様方のご意見を踏まえ、主要な事項を絞り込んで本文中に記載しています。

それでは、公益委員見解について申し上げます。

1 全会一致での結審を目指し努力をしてみましたが、残念ながら、労使の意見の一致には至りませんでしたので、公益代表委員としての見解をお示しします。

2 本年度の徳島地方最低賃金の改正については、現行額の1,046円から、57円引き上げ、改正額1,103円、引上げ率5.4%とし、発効日については令和8年11月1日するべきとの判断に至りました。

以下、その理由について説明します。

3 最低賃金法第9条第2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」旨の、最低賃金の決定の際に考慮すべきいわゆる法定3要素について定められていることから、公益代表委員としましては、この3要素に関する各指標を参考に、徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とするとの考え方で検討しました。

4 この点、令和8年度第2回地方最低賃金審議会における提出資料4「主要統計資料」に収載された、徳島県の地域における3要素に関する各指標の推移は、上昇したものと低下したものが混在しており、これらを総合的に見ると、一昨年度から横ばいと見られる状況にあります。

5 本年度の徳島県最低賃金額については、一昨年度と同様に、全都道府県における中位程度の額に目安額を加えた額を参照することと考えられますところ、一昨年度から本年度までの間には、3要素に関する各指標の傾向に大きな変化が見られます。

このことから、中央最低賃金審議会においては、消費者物価指数の支出項目について、きめ細やかな参照をはじめ、また、昨年度の47地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理を行うことにより、近隣県等との金額のみの比較だけで引上げ額を導くことは適切ではない旨が示されるなどの、様々な変化が生じているところです。公益代表委員としましては、こうした変化の動向も加味し、地域における3要素に関する各指標等を、よりきめ細やかに勘案することが適切と考えました。

6 この点、各回の地方最低賃金審議会における提出資料に収載された関係各指標の最新の状況としては、次のとおりです。

労働者の生計費に関する消費者物価指数の上昇率は、上昇の傾向は持続しているものの、1.3～3.7%と昨年より鈍化しているところです。

賃金については、春季賃上げ妥結状況における上昇率は、連合徳島の集計結果で、全体で4.64%・中小地場で3.60%と昨年に続き着実に上昇しているところです。

通常の事業の賃金支払能力については、指標が限られますが、中央最低賃金審議会が参

照している従業員 1 人当たり付加価値額は、最新の数値は令和 6 年度で912万円と前回調査から横ばいと見ることができます。

7 その上で、本年度の目安額として示された56円は、引上げ率としては5.4%と、上記の指標を上回る水準にあり、また全都道府県中、上位に位置している A ランク 6 都府県に示された54円を 2 円上回り、一昨年度は A ～ C ランク一律に50円でした、大都市圏との格差の是正も図られていることも勘案することが適切と考えました。

8 公益代表委員としましては、近年の全国的に見ても最高水準の最低賃金の引上げに際し、中小企業・小規模事業者が多い等の徳島県の産業構造の特性、事業の持続的発展も参酌してきたことが、雇用情勢等との両立を図りつつ、徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金の着実な引上げに寄与してきたものと考えます。

9 若者の流出を防ぎ、人材確保の取組を強化する必要があるとの委員の意見は引き続き勘案しており、最低賃金近傍で働く労働者の生活等の意見も参酌すべきものですが、実質賃金はプラスで推移していること、また、上述の徳島の産業構造の特性から、中東情勢の影響による国内企業物価指数の上昇が厳しい影響を及ぼしている、足下では倒産件数が高い水準で推移している等の意見も参酌する必要があります。

10 発効日については、上述の徳島の産業構造の特性から、賃上げ原資確保のための支援を必要とする事業者が多いと考えられる中、多く利用されている業務改善助成金について、短期の申請期限では負担が大きいことが懸念される一方、発効の遅れにより労働者が被る不利益が長期化しないよう、双方に配慮する必要があります。

11 これらのことを総合的に勘案しました結果、令和 8 年度における徳島県最低賃金額については、冒頭の判断に至ったものです。

以上となります。

それでは、本審議会として、専門部会報告の内容で答申することの可否について採決を行うこととなります。

労使において意見を取りまとめる時間は必要でしょうか。

(委員から「不要」の声)

○段野会長

それでは、採決に移りたいと思います。

専門部会報告のとおり、現行の1,046円から57円引上げ、「1時間1,103円」とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

公益3、労側0、使側5で、合計8、ありがとうございます。

次に、反対の方の挙手をお願いします。

公益0、労側5、使側0で、合計5、ありがとうございます。

ただ今の採決の結果、賛成8、反対5となり、賛成多数となりましたので、専門部会報告の内容で答申させていただきます。

事務局は答申文写しを配付してください。

報道機関の方々の撮影についてですが、答申文の受け渡しの際の撮影については認めることとします。

事務局は報道機関の方々の誘導をお願いします。

(会長から労働局長へ答申文を手交)

○事務局（賃金室長）

ありがとうございました。

報道機関の方々におかれましては、以後の撮影についてはご遠慮願います。

ただいま、会長から答申をいただきましたので、局長より一言ご挨拶申し上げます。

○亀井労働局長

徳島労働局長の亀井です。委員の皆様、本日も大変お疲れ様でした。

ただいま答申をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、今年は目安が56円、率にして5.4%と過去2番に大きな目安額が示される中で、6月末から本日まで、5回にわたりお集まりいただき、4回に及んだ専門部会と併せて、難しい審議を尽くしていただきました。

委員の皆様におかれましては、法で定める3要素に係るデータに基づき、また「徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする」との考え方によりご審議いただき、一昨年度には84円、昨年度は66円の答申をいただいたところです。

今年度は、中東情勢や中央最低賃金審議会より「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」を踏まえた審議が要請され、大変難しいご審議となりましたが、その中でも引き続き、法定3要素に基づく真摯なご議論をいただき、先ほどの専門部会でも労使双方の委員から公益見解は評価すると仰っていただきました。

将来に向かって持続可能な賃上げのため、徳島県により良い最低賃金額を答申いただいたと受け止めています。委員の皆様に対し、心より御礼を申し上げます。

答申をいただきました上は、所定の手続きを踏み、本年度の最低賃金を決定させていただきます。付帯決議の内容につきましても、適切に対応させていただきます。

また、新しい最低賃金額の周知と確実な履行確保に最善を尽くすことは勿論、地域の関係機関と密に連携し、中小企業・小規模事業者の皆様に対する支援に全力で取り組んで参りますので、引き続きご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、答申を受けての私からのご挨拶とさせていただきます。

委員の皆様、今年も本当にありがとうございました。

○段野会長

ありがとうございました。

事務局は答申後の手続きの説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

ただいま答申いただきましたので、最低賃金法第11条第1項に基づき、本日答申の要旨を徳島労働局の掲示板に公示いたします。

また、異議に関する審議を開催する必要がありますが、事務局において事前に委員の皆様のご都合を確認した結果、9月9日（水）の午前10時から、「あわぎんホール4階の大会議室」で開催したいと考えていますが、いかがでしょうか。

○段野会長

異議申立てに関する審議について、事務局より9月9日の午前10時から「あわぎんホール4階大会議室」で開催する申出ありましたが、委員の皆様、事務局案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

○段野会長

ありがとうございます。

それでは、異議に関する審議を、9月9日の午前10時から「あわぎんホール4階大会議室」で開催しますので、委員の皆様はお集まりいただくようお願いします。

そのほか、委員の皆様、何かご意見等はございますか。

中川委員、お願いします。

○中川委員

中川です。専門部会の皆様におきましては長時間、真摯な議論、審議をいただきまして感謝申し上げたいと思います。労側といたしまして、使側から非常に厳しい経営状況というお話も聞きながら、なんとか全会一致ということで幾度となく議論をしてきたところでございます。

残念ながら金額の面で折り合わなかったところですが、我々としましては、(公益見解は)先ほどのお話もありましたように、目安が過去2番目という状況の中でも答申で1円積んでいただいたということにつきまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

ですが、昨年の発効日の関係で、あれだけ中央にも言われていた状況の中で、法定発効じゃなかったということは残念に思っているところでございます。

我々としまでも、徳島で働く労働者の方々、生活する方々のためにも来年に向けて真摯な議論を続けていきたい、汗をかいていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○段野会長

ありがとうございます。

横井委員、おねがいします。

○横井委員

横井です。専門部会を傍聴させていただいていたんですけれども、見解を聞かせていただいている中で、私の中で納得いかなかったところは、昨年、中位の考え方を最後に確認したときに、中位の考え方を継承すると回答をいただいた中で、今回の見解の中で記載はいただいているものの、徳島県の中での中位の考え方ですね、見解で書いていただいているのは全国的なところの話かなと思っていまして、徳島県という中での中位の考え方もお伝えいただきたかったなというところが残念だったと思います。ただ、目安より1円上乘せいただいたところは、感謝しております。

以上になります。

○段野会長

ありがとうございます。

脇田委員、お願いします。

○脇田委員

委員の皆様、本当にありがとうございました。非常に厳しい審議だったと思っております。最低賃金法は、全事業所・労働者に適用、罰則つきということから、全会一致が望ましいと考えているところですが、残念ながら意見の隔たりが大きくて、全会一致にはなりませんでしたが、公益見解の中には、我々の考え方と合致する部分も多かったですので、私どもとしては評価したいと思っております。

国、県については、経済の活性化により一層取り組んでいただいて、経済情勢も注視いただけたらと思っております。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。

中村委員、お願いします。

○中村委員

全会一致とはなりませんでしたが、最後まで真正面から向き合って審議ができたと思います。ありがとうございました。

57円アップということで、ここ近年でも大幅な上昇が続いております。その中で本当に企業、事業者の使命というものが何なのか、また課題は何なのかということが、あらためて胸に刺さるような審議結果だったと思います。

労働生産性を高めていくということももちろんそうですし、価格転嫁、人材確保も含めて、本当に経営そのものを強化しないといけないということを痛感しております。それがないと、本当に継続的に賃上げできる環境を整えることができません。私たちは未来を見据えて、しっかり工夫しながら、経営していかなければいけないということをあらためて感じております。

また発効日につきましては、今日も含めてこれまでも私の方で主張させていただいておりました。賃上げ原資の確保はもとより、影響率が高いですので最賃改定に伴う賃金テーブルの改定も含めた給与規定の見直しであったり、各種助成金への準備対応だったり、就業調整への対応ということで、準備期間の確保が本当に必要です。経営における予見可能性を高めるためにも、（公益見解は）現場の実態を理解いただいて、11月1日発効になったのかなと、感謝をしております。

これからも最賃が企業にとって「また上がる」というのではなく、経営を強化する契機となればと思っております。

以上です。お疲れさまでした。

○段野会長

ありがとうございます。

五島委員、お願いします。

○五島委員

審議は尽くしましたが、残念ながら全会一致とはならずこういう形になりましたが、今度は、スピード感を持って、小規模事業者に対して助成金等々の申請がスムーズにいくよう役所の方も頑張っていただきたいと思っております。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。

天野委員、お願いします。

○天野委員

天野でございます。長期間に渡りお疲れ様でした。本当に審議が尽くされているんだなと肌で感じておりました。私といたしましては、本当に厳しい使用者側の、中東情勢などによる物価高騰や価格転嫁ができない中で、賃金が上がることの厳しさを感じながら、でも従業員に対していい環境で生活してもらえることを、会社側としても提供していかなくてはいけないということを、常に頭の中に入れている状態ではありますが、今回の審議の中でも痛感させていただきました。

使用者側も頑張っていきたいとは思っておりますが、国とか県とかも助成や、県の方からは商談会などいろいろな方向で援助していただけたら、次回には賃金の上昇につながっていくのではないかと考えております。

どうもありがとうございました。

○段野会長

ありがとうございます。

藍原委員、お願いします。

○藍原委員

専門部会の皆様、本当にお疲れ様でした。また各委員の皆様、ありがとうございました。お疲れ様でした。

今回は（公益見解により）57円アップというところで、私も前回お伝えさせていただきましたが、（目安の）56円も非常に厳しいという中で、さらに1円アップは、致し方ないというところはあるんですけれども、公益の皆さんがご判断いただいたところで、本当に賢明なご判断をいただいてありがたいなと感謝しております。

答申にもありますように、前回は訴えさせていただきましたが、特に過疎地域の零細企

業は、本当にこの賃金アップというのは非常に苦しい状態で、どんどん、お店や企業がなくなっているという状況というのが実情としてあります。

それも受けて、付帯決議の中にも、地域に寄り添った賃上げ支援に配慮とか、社会保険料も使用者側だけでなく労働者側の負担も増えていますので、本当に生活が楽になることが実感できる地域になると労働者の方も思えてないのが実情だと思います。

そういった総合的なところも踏まえまして、国や県など地方自治体からのあらゆる側面からの支援をしていただけたらなと思います。

企業の経営者も甘んじることなく、本当の意味で徳島が生産性の高い企業が集まった、労働者の方も経営者の方もみんなが幸せを感じることができる地域になっていくために、これからも努めていかないといけないと、私自身も感じた今回の最低賃金審議だったと思います。

これからも引き続き、大変なこともあると思うんですけれども、労働者の皆さんとともに頑張っていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○段野会長

ありがとうございます。

事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

本日、地域別最低賃金の答申をいただき、9月9日に異議審議の開催のご承認をいただきました。

次回の審議については、第4回本審でご承認いただきました特定最低賃金に関する審議を、令和8年8月27日（木）午後2時から特定最低賃金合同専門部会、同日の午後3時から第6回本審をあわぎんホール会議室3・4で開催いたしますので、ご連絡させていただきます。

○亀井労働局長

私の方から、傍聴いただいている報道機関の方向けに補足とお願いをさせていただけれ

ばと思います。本日、審議の取りまとめと答申をいただきました。

事務局では、所定の発効に向けた手続と、今の説明のとおり、早速27日木曜日に、特定最低賃金のご審議を控えておるところです。取材のご希望などに物理的に必ずしも十分対応できない場合もあるかもしれませんが、徳島労働局においては、8月28日（金）にも定例会見がございますので、例えば事務的に細かなお尋ねなどございましたら、その場で私にお尋ねいただくという方法もありますので、ご紹介をさせていただきます。

公益見解というものは、労使双方の委員の皆様からもありましたように、当初、労側委員の皆様の主張は、額としては75円で法定発効日、使側委員の皆様は、額は目安どおりで発効日は1月1日が理想というところから始まりました。

という中で、公益委員が、労使双方の主張を丁寧に聞いて、それぞれのご主張をできる限り盛り込むために、全体としてはいささか難解な文書になることが多うございます。

ですので、そうしたことも含めて、お求めがありましたら定例会見の際にも対応させていただきますので、この場でご連絡いたします。

○段野会長

ありがとうございます。

それでは、次回の審議は、特定最低賃金に関する審議を、8月27日の午後2時から開催しますので、特定最低賃金専門部会委員の皆様は午後2時までに、専門部会委員以外の本審委員は午後3時までに会場へお集まりいただくようお願いいたします。

他にご意見や伝達事項等がないようでしたら、本日はこれで閉会とさせていただきます。

まだ、異議審を含めて審議会はございますが、ひとまずは、委員の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

（閉会）